

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成25年 第5号
受付日	平成25年11月19日
質問者	豊田政典議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成25年12月12日
担 当 部 局： 財政経営部
 上下水道局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

質問主題 「市街化区域内で下水道（汚水）未整備区域に居住する市民に対する対策について」
平成25年9月6日の本会議一般質問に於いて質疑を行なった内容のうち、四日市市の考え方を問い切れなかった部分、および、その後の検討結果について、質問致します。

1．都市計画税の減免制度の検討

市街化区域内で下水道未整備区域の住民に対して、一定のルールの基に、都市計画税を減免することについて、その可能性と是非について検討する事を求める。

ちなみに、9月の私の問い合わせに対して総務省自治税務局の答は、減免は可能である、との見解であった。

2．下水道（汚水）整備に関する住民説明

市民に対する今後の整備予定の説明が不十分である、と考える。特に、市街化区域内で生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）において平成27年度までの整備予定区域に含まれていない区域に居住する市民に対しては、ホームページ上でさえ、何も記述がされていない。

いつ供用できるのか、あるいは、なぜ時期が示せないのか、上下水道局発信の広報について、考え方を問う。

答弁

1．都市計画税の減免制度の検討

都市計画区域内で下水道未整備区域の住民に対して、一定のルールの基に、都市計画税を減免

することについて、その可能性と是非について検討することを求めるとのこと尋ねに対し、ご回答させていただきます。

都市計画税は、地方税法第702条に規定されており、下水道事業のほか道路や公園など、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため」に目的税として課税しています。

都市計画税は、市街化区域において様々な都市計画事業を実施することから、その便益を受けることに着目して、指定された都市計画区域の土地や家屋を保有している方を対象にお願いしています。

都市計画事業等は、下水道事業のみならず、公園の建設や街路の築造等のインフラについて、市街化区域を一体として総合的に整備し、開発し、及び保全しようとするために中長期的事業として実施されることから、事業が市街化区域の一部においてのみ実施される場合であっても、当該市街化区域のうちの一部の区域のみを課税区域から除外するような不均一な課税はできないこととされており、税条例による課税区域の限定はできないこととされています。

地方税の固定資産税、都市計画税における減免は、各自治体において公平性の観点から担税力や公益性によって判断するものとされていますが、市街化区域内において特定の事業の進捗度合いを理由に減免することは、不均一な課税と同一の効果をもたらし、減免の趣旨にもそぐわないと考えております。なお、この件につきましては、三重県を通じて総務省に確認したところです。

また、下水道整備事業は、平成28年度以降順次整備予定地区が示され、都市計画区域全域の整備が進められる予定であり、現在まで継続的に税負担をお願いしてきた他の納税者との公平性の観点からも下水道未整備を理由に都市計画税を減免することは適切でないと考えます。

2. 下水道（汚水）整備に関する住民説明

先の議会答弁で申し上げました通り、生活排水アクションプログラムでは下水道事業の長期の見通しを立てるため、平成28年度以降についても整備計画を策定しております。しかしながら国の補助金などの財政状況により、実施と計画が大幅に乖離することがあり、市民の方々を混乱させることになりかねないため、平成28年度以降の具体的な整備時期の提示はいたしておりません。

今後、生活排水アクションプログラムの見直しを平成27年度に行う予定です。この見直しの中で平成28年度以降5年ごとの整備予定地区を示していきます。

なお、こうした状況について、下水道未整備地区には積極的に出向いて丁寧な説明をする機会を設けるようにいたします。